

○東京藝術大学大学院音楽研究科規則

〔昭和52年4月28日
制 定〕

改正	昭和57年10月30日	平成5年2月18日
	平成5年5月27日	平成8年7月11日
	平成14年4月1日	平成16年4月1日
	平成18年3月23日	平成19年3月28日
	平成20年3月27日	平成25年10月24日
	平成27年3月26日	平成28年2月18日
	令和6年10月17日	令和6年12月12日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項の規定に基づき、東京藝術大学大学院音楽研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第1条の2 研究科は、高度に専門的かつ広範な視野に立ち、音楽についての深遠な学識と技術を授けること、音楽に関わる各分野における創造、表現、研究又は音楽に関する職業等に必要な優れた能力を養うこと、さらには自立して創作、研究活動を行うに必要な高い能力を備えた教育研究者を養成することを目的とする。

(課程)

第2条 研究科における課程は、博士課程とする。

- 2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

(専攻及び研究領域)

第3条 修士課程の専攻は、次のとおりとする。

- (1) 作曲専攻
- (2) 声楽専攻
- (3) オペラ専攻
- (4) 器楽専攻
- (5) 指揮専攻
- (6) 邦楽専攻
- (7) 音楽文化学専攻

2 博士後期課程の専攻は、音楽専攻とし、その研究領域は、次のとおりとする。

- (1) 作曲研究領域
- (2) 声楽研究領域
- (3) 鍵盤楽器研究領域
- (4) 弦・管・打楽器研究領域
- (5) 古楽研究領域

- (6) 指揮研究領域
 - (7) 邦楽研究領域
 - (8) 音楽文化学研究領域
- (指導教員)

第4条 研究科委員会は、学生の所属する専攻又は研究領域に応じて研究指導教員を定めるものとする。

- 2 研究指導教員は、学年の始めに年間の研究指導計画を学生に示すものとする。
(授業科目及び単位)

第5条 研究科の各専攻及び研究領域における授業科目及び単位数は、東京藝術大学大学院音楽研究科（修士課程）履修内規（以下「修士履修内規」という。）及び東京藝術大学大学院音楽研究科博士後期課程履修内規（以下「博士後期履修内規」という。）に定めるとおりとする。

(成績評価基準及び単位の認定方法等)

第6条 成績評価基準及び単位の認定方法等については、東京藝術大学音楽学部規則第17条及び第18条の規定を準用する。

第2章 修士課程 (履修方法)

第7条 修士課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、修士履修内規に定める当該専攻の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

- 2 前項の選択科目の履修に当たっては、指導教員の指導を受けて、学部において開設する授業科目を履修することができる。この場合において、修士課程において修得すべき単位として認められる限度は、4単位以内とする。

(履修届及び研究計画の届出)

第8条 学生は、学年の始めに、指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第9条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科委員会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもって、これに代えることができる。

- 2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する
(修士論文等の提出)

第10条 修士論文（専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。）は、修士課程に1年以上在学し、2年次修了時までに30単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第18条ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 修士論文等並びにその題目、目録及び要旨は、あらかじめ、研究指導教員の承認を得た上、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。

(修士論文等の審査及び試験)

- 第11条 修士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科委員会が行う。
- 2 特別の事情により修士論文等の審査及び試験を受けることができなかつた者は、その理由を付して修士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。
- 3 研究科長は、前項の願い出のあつた者について、研究科委員会の審議を経て修士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第3章 博士後期課程

第12条 博士後期課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、博士後期履修内規に定める授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて、10単位以上を修得しなければならない。

- 2 学生は、所属する研究領域において、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けなければならない。この場合における研究指導については、単位を与えないものとする。

(履修届及び研究計画の届出)

第13条 学生は、学年の始めに、指導教員の指導を受けて履修届及び研究計画を所定の期日までに届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第14条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科委員会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

- 2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(博士論文等の提出)

第15条 博士論文及び研究作品又は研究演奏（以下「博士論文等」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、当該課程修了時までに10単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第19条各項ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 博士論文等並びにその題目、目録及び要旨は、研究指導教員の承認を得た上、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。

(博士論文等の審査及び試験)

第16条 博士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科委員会が行う。

- 2 特別の事情により博士論文等の審査及び試験を受けることができなかつた者は、その理由を付して博士論文等の追試験を願い出ることができる。
- 3 研究科長は、前項の願い出のあつた者について、研究科委員会の審議を経て、博士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第4章 雜則

第17条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員

会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、昭和53年2月16日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 東京芸術大学大学院音楽研究科規則（昭和38年4月1日制定）は、これを廃止する。

附 則

この規則は、昭和57年10月30日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年5月27日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成8年7月11日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 音楽学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、この規則施行の日の前日に音楽学研究領域に在学し、引き続き在学する者については、なお従前のとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年12月12日から施行する。